（犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二　（略）

（所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の三　法第二十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合

二　引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

別表（第三条第一項及び第九条第一号関係）

（略）

様式第１（第２条第１項関係）

3　動物取扱責任者	⑴氏名	
	⑵要件	□獣医師 □愛玩動物看護師 □実務経験（　　年、経験場所：　　） □飼養経験（　　年、経験場所：　　） □教　　育（教育機関等：　　） □資　　格（団体等：　　）
14　添付書類		□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□第３条第６項に規定する使用人が法第12条第１項第１号から第７号の２までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）

備　考

１　「３⑵要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。

２～８　（略）

（犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二　（略）

（新規）

別表（第三条第一項関係）

（略）

様式第１（第２条第１項関係）

3　動物取扱責任者	⑴氏名	
	⑵要件	（新規） （新規） □実務経験（　　年、経験場所：　　） （新規） □教　　育（教育機関等：　　） □資　　格（団体等：　　）
14　添付書類		□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第７号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）

備　考

１　「３⑵要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。

２～８　（略）